

## 化学技術アドバイザー会規定

### 1. 目的

化学技術アドバイザー会（以下キンカCAという）は、一般社団法人近畿化学協会（以下近化という）会員の高度な知識および技術を活用することにより、化学の発展に寄与し、また社会および会員企業の発展に貢献することを目的とする。

### 2. 役員

本会は、代表1名、副代表若干名を置く。代表、副代表はキンカCA会員の互選により選出し、その任期は2年とし、再任を妨げない。

また、運営実務を担当する事務局をおき、事務局員は代表が任命する。

研究会を設定した場合はその研究会主査を代表が委嘱する。

役員会は、代表、副代表、事務局、研究会主査および技術相談主査によって構成し、年2回以上開催し、会の運営に当たる。役員会を持ち回りで代替することが出来る。

### 3. 年次大会

年1回、年次大会を開催し、年次大会において役員の改選および重要事項の決定を行う。

### 4. 運営

1) 事務局は対外折衝の窓口を担当し、またキンカCAの行事の実務を担当する。

2) 以下の項目については、役員会の承認を必要とする。

イ) キンカCA、またはそれに属するグループが第三者と提携業務を行うとき。

ロ) キンカCAが主催する講演会、セミナー、出版を計画するとき。

ハ) キンカCAの内部に研究会等のグループの設置を行うとき。

ニ) 規約、規定の作成と改正を行うとき。

ホ) 年次大会に提出する議案書（あるいは書類）。

### 5. 化学技術アドバイザー会会員（以下会員という）。

1) 自己申告により役員会の承認を得て登録され会員となる。ただし、近化個人会員であることを必要条件とする。

2) 会員は登録時に登録料3,000円を納入し、年度毎に年会費2,000円を納入する。

3) 会員は専門とする分野を具体的に登録し、アドバイザー活動に資する。

4) 会員は本規定の趣旨に従い、会より要望のある場合は誠意を持って要望事項の処理に当たる。

5) 会員は「一般社団法人近畿化学協会化学技術アドバイザー」の肩書きを用いることができる。

6) 会員の情報交換の場として、指定の日に集会の場を置き、キンカCAの活動状況等についての情報を提供する。

### 6. その他

本規定に定めなき事項については、一般社団法人近畿化学協会の部会規定を準用し、運用についてはその都度協議する。

## 附則

1. この規定は、一般社団法人近畿化学協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月22日 第169回理事会決議 制定）

（平成25年6月3日 CA役員会にて改訂）